

知的財産権と刑事罰

特 許 庁

(社)発明協会アジア太平洋工業所有権センター

©2010

執筆協力：明治大学法科大学院

法務研究科

教授 熊谷 健一

目 次

1. はじめに	1
2. 特許法における刑事罰	2
(1) 侵害罪	2
(2) みなし侵害の罪	3
(3) 詐欺の行為の罪	3
(4) 虚偽表示の罪	4
(5) 偽証等の罪	5
(6) 秘密を漏らした罪	6
(7) 秘密保持命令違反の罪	7
(8) 両罰規定	7
3. 実用新案法における刑事罰	9
(1) 侵害の罪	9
(2) 詐欺の行為の罪	9
(3) 虚偽表示の罪	9
(4) 偽証等の罪	9
(5) 秘密を漏らした罪	9
(6) 秘密保持命令違反の罪	10
(7) 両罰規定	10
4. 意匠法における刑事罰	11
(1) 侵害の罪	11
(2) みなし侵害の罪	11
(3) 詐欺の行為の罪	11
(4) 虚偽表示の罪	11
(5) 偽証等の罪	11
(6) 秘密を漏らした罪	12
(7) 秘密保持命令違反の罪	12
(8) 両罰規定	12

5. 商標法における刑事罰	13
(1) 侵害の罪	13
(2) みなし侵害の罪	13
(3) 詐欺の行為の罪	13
(4) 虚偽表示の罪	13
(5) 偽証等の罪	13
(6) 秘密保持命令違反の罪	14
(7) 両罰規定	14
6. 半導体集積回路の回路配置に関する法律における刑事罰	15
(1) 侵害の罪	15
(2) 詐欺の行為の罪	15
(3) 秘密保持義務違反の罪	15
(4) 停止命令違反の罪	16
(5) 登録機関の役員又は職員に対する罰則	16
(6) 両罰規定	16
7. 著作権法における刑事罰	17
(1) 著作権法における罰則の特徴	17
(2) 侵害の罪	17
(3) 著作者又は実演家が存しなかった後における人格的利益の保護の侵害の罪	18
(4) 技術的保護手段の回避装置等の公衆譲渡等の罪	19
(5) 虚偽表示の罪	20
(6) 外国原版商業用レコード複製の罪	20
(7) 出所明示義務違反の罪	20
(8) 秘密保持命令違反の罪	21
(9) 両罰規定	21

8. 種苗法における刑事罰.....	23
(1) 侵害の罪.....	23
(2) 詐欺の行為の罪.....	23
(3) 虚偽表示の罪.....	24
(4) 秘密保持命令違反の罪.....	24
(5) 虚偽の表示をした指定種苗の販売等の罪.....	24
(6) 虚偽届出等の罪.....	25
(7) 両罰規定.....	25
9. 不正競争防止法における刑事罰.....	27
(1) 不正競争防止法の性格と刑事罰に関する沿革.....	27
(2) 営業秘密に関する刑事罰.....	27
(3) 不正競争防止法におけるその他の刑事罰.....	29
(4) 両罰規定及び法人重課.....	31
(5) 2009年の不正競争防止法改正の概要.....	32

1. はじめに

知的財産法における知的財産権の侵害等に関する刑罰の規定は、一般刑法の特別法としての性格を有するものであり、行政罰に相当する。

行政罰とは、行政法上の義務違反行為に対し、一般公権力に基づき、一般私人に対し、制裁として科せられる罰のことである。

行政罰のうち、刑法に規定されている刑罰（懲役、罰金、科料等、刑法9条に規定されている罰）を科する場合を行政刑罰といい、刑法に規定されていない制裁としての過料（金銭罰）を科する場合を秩序罰という。

刑法8条においては、他の法令の罪に対する適用として、「この編の規定は、他の法令の罪についても、適用する。ただし、その法令に特別の規定があるときは、この限りでない。」と規定されており、知的財産法に規定されている刑罰は、「法令に特別の規定があるとき」に該当する。

また、刑法38条1項には、「罪を犯す意思がない行為は、罰しない。ただし、法律に特別の規定がある場合は、この限りでない。」と規定されており、知的財産法には、罪を犯す意思がない行為（過失）に関しては、特別の規定が設けられていないため、知的財産法に規定されている刑罰は、過失行為には適用されない。

さらに、刑法44条には、「未遂を罰する場合は、各本条で定める。」とされていることから、知的財産法に規定されている刑罰は、未遂行為にも適用されない。

なお、過料は、金銭罰の一種であり、刑罰ではないが、金銭罰のうち、「罰金」及び「科料」は刑罰とされている。すなわち、刑罰は、刑事訴訟法に従い、裁判所の裁判によって科されるのに対し、過料については、刑法や刑事訴訟法の適用はなく、非訟事件手続法の規定（非訟事件訴訟法161条乃至164条）が適用される。

本書においては、知的財産法である産業財産法（特許法、実用新案法、意匠法、商標法）、半導体集積回路法の回路配置に関する法律（半導体チップ法）、著作権法、種苗法及び不正競争防止法における刑事罰に関する規定内容とその趣旨を中心に解説を行うこととする。

2. 特許法における刑事罰

(1) 侵害罪

特許法 196 条には、侵害の罪として、「特許権又は専用実施権を侵害した者（第 101 条の規定により特許権又は専用実施権を侵害する行為とみなされる行為を行った者を除く。）は、10 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」と規定されている。なお、みなし侵害（特許法 101 条）に該当する場合には、特許法 196 条の 2 が適用される。

現行特許法の制定時には、懲役刑の上限は、5 年とされていたが、2006 年改正において、侵害行為に対する抑止効果や他の財産犯の法定刑との均衡を考慮し、10 年とされた。

また、現行特許法の制定時には、罰金額の上限は、50 万円とされていたが、1993 年改正において、物価水準の上昇等の経済的事情の変化に鑑み、500 万円に改正され、さらに、2006 年改正において、侵害行為に対する抑止効果等を勘案し、1,000 万円とされた。

特許権又は専用実施権の侵害者に対しては、懲役刑か罰金刑のいずれかが科せられていたが、抑止効果を高める観点から、2006 年改正において、懲役刑と罰金刑の併科が導入された。

特許法の目的は、「発明の保護及び利用を図ること」（特許法 1 条）であるが、その目的を達成するためには、権利者に権利を付与するのみならず、特許制度の意義を没却させるような行為が発生した場合、それを抑止し、排除することが必要となるため、民事上の責任を追及することに加え、刑事罰を科すこととした。

侵害の罪は、後に述べる特許法における他の罪とは異なり、親告罪とされていたが、1998 年改正において非親告罪とされた。

特許法において、侵害の罪が親告罪とされていた理由は、「特許権は、公益性が強い商標権とは異なり、私益的性格及び人格権的な要素を有する。」ということであった。

現行特許法の制定時には、財産権を侵害する罪として自然犯的性格を有する侵害の罪の罪質等の理由から非親告罪とすべきとの意見もあったが、非親告罪とすることは見送られた。

現在においては、①研究開発に多額の投資を要することから、その成果を保護する特許権の重要性がきわめて高くなり、私益であっても、侵害により権利者が被る被害は甚大となることも少なくなかったこと、②近年の研究開発は、技術の高度化、複雑化に伴い、研究主体は個人主体から法人主体へと移行（1996 年の特許出願のうち、法人の占める割合は、約 95%であり、2002 年の特許出願のうち、法人の占める割合は 97%に増加していた）し、権利を取得する者は、主として法人であり、人格権の保護という要素はほとんど払拭されたとも考えられたこと、③告訴期間の制約の問題（親告罪の告訴は、犯人を知った日から 6 ヶ月以内に行わなければならない：刑事訴訟法 235 条）があったことから、商標法と同様に非親告罪とされた。

侵害の罪が成立するためには、その特許権が有効なものでなければならないことはもちろんであるが、一般の犯罪と同様に、①犯罪構成要件に該当すること（対象物が特許発明の技術的範囲に属すること等）、②行為が違法であること、③行為者に責任が

あること（有責性）を必要とし、そのうちの1つでも欠くときには、侵害の罪は成立しない。

そして、行為者に責任があるといえるためには、①行為者に責任能力（自分のする行為がどういう結果になるかを見分けるだけの知能が備わっていること）があること、②故意があること（刑法38条）が必要である。

行為者が特許権の存在を知らない場合には、故意は阻却される。しかしながら、特許権者又は専用実施権者から警告を受けている場合には、それ以後の行為について特段の事情がない限り、故意は阻却されない。

また、特許権に無効理由が存在する場合であっても、特許を無効とすべき旨の審決が確定（侵害訴訟における権利行使制限の抗弁が認められた判決が確定）するまでは、特許は有効であるので、特許が無効であることを信じていたというだけでは、故意は阻却されない。

特許を無効とすべき旨の審決が確定すれば、特許権ははじめから存在しなかったものとみなされる（特許法125条）から、行為者の犯罪は構成されない。

なお、特許権の存在を知っていた場合であっても、自己の行為が特許権を侵害しないと確信し、その確信に合理的根拠がある場合には、故意は阻却される。

(2) みなし侵害の罪

特許法196条の2には、特許法101条に規定するみなし侵害の罪として、「第101条の規定により特許権又は専用実施権を侵害する行為とみなされる行為を行った者は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」と規定されている。

この規定は、2006年改正において新たに設けられた規定である。

特許法101条のみなし侵害の規定においては、侵害品の生産にのみ使用する物を生産する行為や譲渡等を目的とした所持行為等が侵害とみなす行為として規定されているが、このような行為は、直接的に特許権者に損害を発生させるものではなく、あくまで直接侵害行為の予備的又は幫助的行為と位置付けられるものである。

侵害の罪を規定する特許法196条は、2006年に改正され、懲役刑及び罰金額の引上げが行われたが、みなし侵害の罪に関しては、上述のみなし侵害行為の性格に鑑み、従来の懲役刑及び罰金額の上限を維持することとし、新たに196条の2を設けた。

(3) 詐欺の行為の罪

特許法197条には、詐欺の行為の罪として、「詐欺の行為により特許、特許権の存続期間の延長登録又は審決を受けた者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。」と規定されている。

現行の特許法制定時には、罰金刑の上限が20万円とされていたが、1993年の改正において、特許法196条と同様の理由により、300万円とされた。

詐欺の行為とは、審査官を欺いて虚偽の資料を提出し、特許要件を欠く発明について特許を受けた場合等が該当する。具体的には、明細書記載の効果を奏しないにもかかわらず、虚偽の事実（比較例等）を記載した場合や虚偽の実験成績証明書等を提出

して特許を受けた場合等が該当する。

詐欺により得た特許は、詐欺を理由として無効にすることはできない（無効理由とする規定がない）。また、その特許は「物」ではないから没収の対象にならない（刑法 19 条）。

このような場合には、国家の権威、機能が害されることとなるため、刑罰規定を設けることとした。

特許法 196 条の侵害の罪は、1998 年に非親告罪とされたが、詐欺の行為の罪は、国家的な法益を侵害するものであるため、現行特許法の制定時従来から非親告罪とされていた。

審決のうち、詐欺の行為を行う者にとって不利な審決を含むか否かについては、議論がある。審査段階において、特許査定と拒絶査定があるにもかかわらず、特許査定を受けた場合のみを対象としていることから、詐欺の行為を行う者に有利な審決を受けた場合が対象となり、詐欺の行為を行う者に不利な審決を受けた場合は、対象とされないと解されている。

なお、審判官の除斥や忌避の決定は、いずれも中間処分であることから、特許法 197 条の対象とはされておらず、これらの決定が審決にも影響を与えた場合にはじめて、特許法 197 条の対象となる。

(4) 虚偽表示の罪

特許法 198 条には、虚偽表示の罪として、「第 188 条の規定に違反した者は、3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金に処する。」と規定されている。

現行の特許法制定時には、罰金額の上限は、20 万円とされていたが、1993 年の改正において、特許法 196 条と同様の理由により、300 万円とされた。

特許法 188 条には、虚偽表示の禁止として、何人も、

- ①特許に係る物以外の物又はその物の包装に特許表示又はこれと紛らわしい表示を付する行為
- ②特許に係る物以外の物であって、その物又はその物の包装に特許表示又はこれと紛らわしい表示を付したものの譲渡等又は譲渡等のための展示をする行為、
- ③特許に係る物以外の物の生産若しくは使用をさせるため、又は譲渡等をするため、広告にその物の発明が特許に係る旨を表示し、又はこれと紛らわしい表示をする行為、
- ④方法の特許発明におけるその方法以外の方法を使用させるため、又は譲渡し若しくは貸し渡すため、広告にその方法の発明が特許に係る旨を表示し、又はこれと紛らわしい表示をする行為

をしてはならないとされている。

具体的には、ある鉛筆が何ら特許に係らない物である場合に、特許表示を付す行為（①）、特許表示を付した鉛筆を譲渡する行為（②）、広告にその鉛筆が特許権の対象である旨を表示する行為（③）、製造方法が特許対象でないにもかかわらず、広告にその鉛筆の製造法が特許権の対象である旨を表示する行為（④）である。

これらは、特許製品又は特許方法としての取引上の有利性を悪用する行為であり、

公衆を誤認させるものであるから、これを放置することは公益上許されないため、虚偽表示の罪は、非親告罪とされている。

なお、特許に係らない物に「特許」の文字のみを付した場合は、虚偽表示であるといえるであろうか。特許表示とは、特許法施行規則 68 条には、「特許」の文字のほかにその番号まで付したものと規定されている。この場合の番号は、第三者が特許明細書等を調査する際の便宜のためのものにすぎないから、番号の有無や正否は、特許表示における第二義的な事項にすぎない。このため、特許に係らない物に「特許」の文字のみを付した場合は、特許表示と紛らわしい表示をしたものとして虚偽表示であると解すべきである。

また、特許権の消滅後においてもなお、特許製品に特許表示を付することは虚偽表示となるであろうか。特許表示を付する際には、すでに特許に係る物でなくなっている以上、虚偽表示となると解せざるを得ない。特許権の存続期間中に製造された物に特許表示が付され、特許権消滅後に販売される場合は、特許法 188 条 1 号に該当しないことは明らかであるが、同条 2 号に該当するかどうかは問題となる。2 号は、1 号に該当したものについてのみ適用があると解し、このような場合は、2 号にも該当しないと解すると、特許権の消滅後販売されることを知りながら、特許権の存続期間中に特許表示をした者が罰則の適用を受けないこととなるため、不合理であろう。

さらに、特許出願番号や特許出願中と表示することは虚偽表示となるであろうか。これらは、出願中であることを明らかにしており、「特許表示と紛らわしい表示」に該当しないと認められるから、虚偽表示にはならないと解すべきであろう。

なお、誇大広告が虚偽表示となるであろうか。たとえば、物の一部について特許されているにもかかわらず、物全体について特許されているとの印象を与えること（冷蔵庫のポケットに特許発明があるにもかかわらず、特許冷蔵庫と表示して、冷蔵庫そのものに特許発明があるように広告をする場合）は、誇大広告というべきである。しかし、誇大広告が特許法上の虚偽表示となるかどうかは、誇大の程度により判断すべきであろう。

また、侵害品に特許表示をすることは虚偽表示となるであろうか。虚偽表示を禁ずる趣旨は、普通品を特許品と思わせることにより取引上有利な地位をもとうとする不正な行為を防ぐことにあると解するならば、侵害品に特許表示をすることは、虚偽表示の問題ではないということになる。しかし、侵害者はあえて侵害品に特許表示を付する必要はないのであるから（特許法 187 条は、特許表示を付する必要がある者を特許発明の実施をする権原を有する者のみに限定している）、特許表示を付する侵害者の意図は、特許表示があれば第三者は適法な製品であるとして安心して買うことを期待した点にあると認めるのが相当である。このため、虚偽表示の問題でないとしてこれを放置することは、特許法 188 条の趣旨ではないはずであり、侵害品は「特許に係る物」ではないと解するのが妥当とすべきであろう。

(5) 偽証等の罪

特許法 199 条には、偽証等の罪として、「この法律の規定により宣誓した証人、鑑定人又は通訳人が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述、鑑定又は通訳

をしたときは、3月以上10年以下の懲役に処する。」こと（第1項）及び「前項の罪を犯した者が事件の判定の謄本が送達され、又は審決が確定する前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。」ことが規定されている。

一般の偽証等の罪については、刑法に規定されている。すなわち、偽証については、「法律により宣誓した証人が虚偽の陳述をしたときは、3月以上10年以下の懲役に処する。」（刑法169条）、自白による刑の減免については、「前条の罪を犯した者が、その証言をした事件について、その裁判が確定する前又は懲戒処分が行われる前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる」（刑法170条）、偽証鑑定については、「法律により宣誓した鑑定人、通訳人又は翻訳人が虚偽の鑑定、通訳又は翻訳をしたときは、前二条の例による。」（刑法171条）とそれぞれ規定されている。

したがって、特許法199条1項は、刑法の原則と同じであり、量刑も刑法と同じである。このため、重要な規定は、特許法199条2項であり、査定や審決は、刑法170条に規定されている「裁判」に該当しないため、特許法に新たに規定を設けたものである。

「証人」とは、民事訴訟法では、自己の経験により知得した具体的な事実について、尋問に応じて供述することを裁判所から命じられる第三者のことであるが、特許法においては、供述を命じる主体は、特許庁及び特許庁の囑託を受けた裁判所である。

「鑑定人」とは、民事訴訟法では、裁判官の判断能力を補助させるため、特別の学識経験を有する者に知識又はその知識を利用した判断を報告させる場合におけるその学識経験者のことである。

「通訳人」とは、必ずしも外国人のためにのみ用いられるとは限らず、民事訴訟法154条1項においては、「口頭弁論に關与する者が日本語に通じないとき、又は耳が聞こえない者若しくは口がきけない者であるときは、通訳人を立ち会わせる。」と規定されている。

虚偽の陳述とは、証人の記憶に反する陳述のことであり、内容が客観的眞実に合致しているか否かは問われない。

また、偽証の鑑定とは、鑑定人の所信に反する意見ないし判断の陳述であり、眞実の一致・不一致が問題にならないことは、偽証の場合と同様である。

(6) 秘密を漏らした罪

特許法200条には、秘密を漏らした罪として、「特許庁の職員又はその職にあつた者がその職務に關して知得した特許出願中の発明に關する秘密を漏らし、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。」と規定されている。

国家公務員が職務上知ることができた秘密を漏らしたときは、国家公務員法100条に違反することとなり、同法109条で1年以下の懲役又は3万円以下の罰金に処するとされていた。

特許庁の職員も国家公務員であることから、国家公務員法の適用を受けるわけであるが、国家公務員法には、発明の盗用を罰する旨の規定が設けられていない。また、特殊の事務に従事する者が職務上知得した秘密を漏らした場合には、国家公務員法よりも重い刑罰を科することとしている立法例も存在している。このようなことを考慮

し、特許法における罰金刑の上限は、50万円とした。

なお、2008年に国家公務員法が改正され、「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金」とされたため、現在においては、特許法と国家公務員法の刑罰は、同じ規定となっている。

(7) 秘密保持命令違反の罪

特許法200条の2には、秘密保持命令違反の罪として、「秘密保持命令に違反した者は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」こと（第1項）、「前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない」こと（第2項）、「第1項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する」こと（第3項）が規定されている。

特許法200条の2は、2004年の裁判所法の改正により新たに設けられたものであり、秘密保持命令（特許法105条の4）による営業秘密の保護の実効性を確保する観点から規定されたものである。

第1項は、営業秘密の実効性を確保するために、懲役刑と罰金刑による刑事罰の制裁を規定したものである。2005年の不正競争防止法の改正に伴い、懲役刑と罰金刑の併科を導入するとともに、罰金額の上限も引き上げられた。

第2項は、秘密保持命令違反の罪を親告罪とすることを規定したものである。秘密保持命令違反の罪の審理において、秘密保持命令の対象となる営業秘密の内容が審理に現れることが想定されるが、刑事裁判手続は、公開の法廷で審理されることが憲法上の要請であり、非公開とすることは刑事裁判の性質上困難であり、秘密保持命令により保護されるべき営業秘密が刑事裁判手続で一層侵害されるリスクが生じるため、訴追を営業秘密の保有者の意思に委ねたものである。

第3項は、秘密保持命令違反の国外犯についても処罰の対象とすることを規定したものである。2005年の不正競争防止法の改正に伴い、営業秘密の国外使用行為や国外開示行為を処罰することと同様に、営業秘密の保護法益の観点から、導入されたものである。

なお、秘密保持命令違反については、一般的な営業秘密の国外使用行為や国外開示行為と異なり、主体が訴訟当事者に限定される。

また、日本国内における訴訟において、日本国内で管理されている営業秘密と外国で管理されている営業秘密を差別することは、司法秩序の維持の観点から合理性に欠けるため、営業秘密の限定をせず、「日本国外で罪を犯した者」を処罰の対象とした。

(8) 両罰規定

特許法201条には、両罰規定として、「法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する」（第1項）と規定され、196条、196条の2又は200条の2第1項については、3億円以下の罰金刑（第1号）、197条又は198条については、1億円以下の罰金刑（第2号）と規定されている。

また、特許法 201 条には、「前項の場合において、当該行為者に対してした前条第 2 項の告訴は、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴は、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする」こと（第 2 項）及び「第 1 項の規定により第 196 条、第 196 条の 2 又は前条第 1 項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による」こと（第 3 項）が規定されている。

両罰規定は、犯罪行為の防止の強化の観点から設けられたものであり、所定の違反行為が法人の代表者、人の代理人等によりなされたときは、行為者とともその法人や人を罰することを規定したものである。

特許権の侵害については、①権限なく、業として特許発明を実施する侵害行為が法人企業の業務の一環として行われるものであること、②特許発明の実施には、通常、所要の製造能力が必要であること、③侵害の主体が主として法人であるため、侵害によりもたらされる利益は、個人による場合に比べて高くなることが予想されることから、1998 年改正により、侵害の罪に関し、法人重課（罰金刑の上限を個人よりも高く規定すること）の規定が導入された。

また、1999 年改正により、詐欺の行為の罪、虚偽表示の罪についても法人重課の規定が導入された。

詐欺の行為については、①出願人から特許庁に提出される書類が膨大であり、その大半は真正なものであると考えられること、②利用者からは迅速な処理が求められていること、③審査官や審判官が詐欺の行為を発見することは事実上非常に困難であること等の理由から、罰則が十分に抑止力を有することが必要であった。特に、①行為主体が法人の場合、詐欺の行為により取得した権利を利用して獲得する利益は、個人による場合に比べてはるかに大きいこと、②出願割合も法人の特許出願が圧倒的に多く、その大半が大企業であり、規模の大きい法人が行為主体となる可能性が高かった。

虚偽表示の罪についても、①処罰対象となる法人業務主には、一定の品質の製品を製造できるような技術的に高度な製造能力が必要であることから、規模の大きい法人である場合が多いと考えられること、②大規模法人は、大量生産方式を採用し、大量の製品を流通させるための販売力を備えている可能性が高く、虚偽表示を行う場合の社会的影響が大きいと考えられること、③保護法益が重なる不正競争防止法における品質誤認惹起行為（不正競争防止法 2 条 1 項 12 号）にすでに法人重課が導入されていたこと等の理由があった。

さらに、2004 年の裁判所法改正に伴って新たに規定されたものであり、秘密保持命令による営業秘密の保護の実効性の確保の観点から、秘密保持命令違反行為を行った者の属する法人に対しても、法人重課を導入した。

第 2 項は、2004 年の裁判所法改正に伴って新たに規定されたものであり、第 1 項に規定する両罰規定について、①行為者の罰則と同様、親告罪であること、②共犯の場合の告訴不可分の原則（刑事訴訟法 238 条 1 項）と同様、秘密保持命令違反行為を行った者に対する告訴の効力が事業主に対しても不可分的に及ぶことを確認的に規定したものである。

第 3 項は、2006 年改正で新たに規定されたものであり、侵害行為者である自然人のほか、法人に罰金刑が適用される場合、刑事訴訟法 250 条の規定により、自然人と法人とで公訴時効の期間が異なる事態を避けるために規定されたものである。

3. 実用新案法における刑事罰

(1) 侵害の罪

実用新案法 56 条には、侵害の罪として、「実用新案権又は専用実施権を侵害した者は、5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」と規定されている。

特許法と異なり、みなし侵害（実用新案法 28 条）に該当する場合にも適用される。

特許法と同様の趣旨により、1993 年改正において、罰金額の上限が引き上げられ、2006 年改正において、懲役刑の上限が 5 年に、罰金額の上限が 500 万円にそれぞれ引き上げられた。

実用新案法 56 条が設けられた趣旨は、特許法と同様である。

(2) 詐欺の行為の罪

実用新案法 57 条には、詐欺の行為の罪として、「詐欺の行為により実用新案登録又は審決を受けた者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。」と規定されている。

現行の実用新案法制定時には、罰金刑の上限が 10 万円とされていたが、1993 年の改正において、実用新案法 56 条と同様の理由により、100 万円とされた。

実用新案法 57 条が設けられた趣旨は、特許法と同様である。

(3) 虚偽表示の罪

実用新案法 58 条には、虚偽表示の罪として、「第 52 条の規定に違反した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。」と規定されている。

現行の特許法制定時には、罰金額の上限は、10 万円とされていたが、1993 年の改正において、実用新案法 56 条と同様の理由により、100 万円とされた。

実用新案法 58 条が設けられた趣旨は、特許法と同様である。

(4) 偽証等の罪

実用新案法 59 条には、偽証等の罪として、特許法 199 条と同様に、「この法律の規定により宣誓した証人、鑑定人又は通訳人が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述、鑑定又は通訳をしたときは、3 月以上 10 年以下の懲役に処する。」こと（第 1 項）及び「前項の罪を犯した者が事件の判定の謄本が送達され、又は審決が確定する前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。」ことが規定されている。

実用新案法 59 条が設けられた趣旨は、特許法と同様である。

(5) 秘密を漏らした罪

実用新案法 60 条には、秘密を漏らした罪として、特許法 200 条と同様、「特許庁の職員又はその職にあつた者がその職務に関して知得した特許出願中の発明に関する秘密を漏らし、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。」と規定されている。

実用新案法 60 条が設けられた趣旨は、特許法と同様である。

(6) 秘密保持命令違反の罪

実用新案法 60 条の 2 には、秘密保持命令違反の罪として、特許法 200 条の 2 と同様、「第 30 条において準用する特許法第 105 条の 4 第 1 項の規定による命令に違反した者は、5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科すること（第 1 項）、「前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない」こと（第 2 項）、「第 1 項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する」こと（第 3 項）が規定されている。

実用新案法 60 条の 2 が設けられた趣旨は、特許法と同様である。

(7) 両罰規定

実用新案法 61 条には、両罰規定として、「法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する」（第 1 項）と規定され、56 条又は 60 条の 2 第 1 項については、3 億円以下の罰金刑（第 1 号）、57 条又は 58 条については、3,000 万円以下の罰金刑（第 2 号）と規定されている。

また、実用新案法 61 条には、特許法 201 条と同様、「前項の場合において、当該行為者に対してした前条第 2 項の告訴は、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴は、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする」こと（第 2 項）及び「第 1 項の規定により第 196 条又は前条第 1 項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による」こと（第 3 項）が規定されている。

実用新案法 61 条が設けられた趣旨は、特許法と同様である。

4. 意匠法における刑事罰

(1) 侵害の罪

意匠法 69 条には、侵害の罪として、「意匠権又は専用実施権を侵害した者（第 38 条の規定により意匠権又は専用実施権を侵害する行為とみなされる行為を行った者を除く。）は、10 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」と規定されている。なお、みなし侵害（意匠法 38 条）に該当する場合には、意匠法 69 条の 2 が適用される。

特許法と同様の趣旨により、1993 年改正において、罰金額の上限が引き上げられ、2006 年改正において、懲役刑の上限が 10 年に、罰金額の上限が 1,000 万円にそれぞれ引き上げられた。

意匠法 69 条が設けられた趣旨は、特許法と同様である。

(2) みなし侵害の罪

意匠法 69 条の 2 には、意匠法 38 条に規定するみなし侵害の罪として、「第 38 条の規定により意匠権又は専用実施権を侵害する行為とみなされる行為を行った者は、5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」と規定されている。

この規定は、特許法 196 条の 2 同様、2006 年改正において新たに設けられた規定である。

(3) 詐欺の行為の罪

意匠法 70 条には、詐欺の行為の罪として、「詐欺の行為により意匠登録又は審決を受けた者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。」と規定されている。

現行の意匠法制定時には、罰金刑の上限が 10 万円とされていたが、1993 年の改正において、意匠法 69 条と同様の理由により、100 万円とされた。

意匠法 70 条の規定が設けられた趣旨は、特許法と同様である。

(4) 虚偽表示の罪

意匠法 71 条には、虚偽表示の罪として、「第 65 条の規定に違反した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。」と規定されている。

現行の意匠法制定時には、罰金額の上限は、10 万円とされていたが、1993 年の改正において、意匠法 69 条と同様の理由により、100 万円とされた。

意匠法 71 条の規定が設けられた趣旨は、特許法と同様である。

(5) 偽証等の罪

意匠法 72 条には、偽証等の罪として、特許法 199 条と同様に、「この法律の規定により宣誓した証人、鑑定人又は通訳人が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述、鑑定又は通訳をしたときは、3 月以上 10 年以下の懲役に処する。」こと（第 1 項）及び「前項の罪を犯した者が事件の判定の謄本が送達され、又は審決が確定する前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。」ことが規定さ

れている。

意匠法 72 条の規定が設けられた趣旨は、特許法と同様である。

(6) 秘密を漏らした罪

意匠法 73 条には、秘密を漏らした罪として、特許法 200 条と同様、「特許庁の職員又はその職にあつた者がその職務に関して知得した特許出願中の発明に関する秘密を漏らし、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。」と規定されている。

意匠法 73 条の規定が設けられた趣旨は、特許法と同様である。

(7) 秘密保持命令違反の罪

意匠法 73 条の 2 には、秘密保持命令違反の罪として、特許法 200 条の 2 と同様、「第 41 条において準用する特許法第 105 条の 4 第 1 項の規定による命令に違反した者は、5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」こと（第 1 項）、「前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない」こと（第 2 項）、「第 1 項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する」こと（第 3 項）が規定されている。

意匠法 73 条の 2 の規定が設けられた趣旨は、特許法と同様である。

(8) 両罰規定

意匠法 74 条には、両罰規定として、「法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する」（第 1 項）と規定され、69 条、69 条の 2 又は 73 条の 2 第 1 項については、3 億円以下の罰金刑（第 1 号）、70 条又は 71 条については、3,000 万円以下の罰金刑（第 2 号）と規定されている。

また、意匠法 74 条には、特許法 201 条と同様、「前項の場合において、当該行為者に対してした前条第 2 項の告訴は、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴は、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする」こと（第 2 項）及び「第 1 項の規定により第 69 条、第 69 条の 2 又は前条第 1 項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による」こと（第 3 項）が規定されている。

意匠法 74 条の規定が設けられた趣旨は、特許法と同様である。

5. 商標法における刑事罰

(1) 侵害の罪

商標法 78 条には、侵害の罪として、「商標権又は専用使用権を侵害した者（第 37 条又は第 67 条の規定により商標権又は専用使用権を侵害する行為とみなされる行為を行った者を除く。）は、10 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」と規定されている。なお、みなし侵害（商標法 37 条又は 67 条）に該当する場合には、商標法 78 条の 2 が適用される。

特許法と同様の趣旨により、1993 年改正において、罰金額の上限が引き上げられ、2006 年改正において、懲役刑の上限が 10 年に、罰金額の上限が 1,000 万円にそれぞれ引き上げられた。

商標法 78 条が設けられた趣旨は、特許法 196 条と同様であるが、商標権の公益的性格の観点から、現行の商標法制定時から、侵害の罪は非親告罪とされていた。

(2) みなし侵害の罪

商標法 78 条の 2 には、商標法 37 条又は 67 条に規定するみなし侵害の罪として、「第 37 条又は第 67 条の規定により商標権又は専用使用権を侵害する行為とみなされる行為を行った者は、5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」と規定されている。

この規定は、特許法同様、2006 年改正において新たに設けられた規定である。

(3) 詐欺の行為の罪

商標法 79 条には、詐欺の行為の罪として、「詐欺の行為により商標登録、防護標章登録、商標権若しくは防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録、登録異議の申立てについての決定又は審決を受けた者は、3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金に処する。」と規定されている。

現行の商標法制定時には、罰金刑の上限が 30 万円とされていたが、1993 年の改正において、商標法 78 条と同様の理由により、300 万円とされた。

商標法 79 条の規定が設けられた趣旨は、特許法と同様である。

(4) 虚偽表示の罪

商標法 80 条には、虚偽表示の罪として、「第 74 条の規定に違反した者は、3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金に処する。」と規定されている。

現行の商標法制定時には、罰金額の上限は、30 万円とされていたが、1993 年の改正において、商標法 78 条と同様の理由により、300 万円とされた。

商標法 80 条の規定が設けられた趣旨は、特許法と同様である。

(5) 偽証等の罪

商標法 81 条には、偽証等の罪として、特許法 199 条と同様に、「この法律の規定により宣誓した証人、鑑定人又は通訳人が特許庁又はその囑託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述、鑑定又は通訳をしたときは、3 月以上 10 年以下の懲役に処する。」こと（第

1 項) 及び「前項の罪を犯した者が事件の判定の謄本が送達され、又は審決が確定する前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。」ことが規定されている。

商標法 81 条の規定が設けられた趣旨は、特許法と同様である。

(6) 秘密保持命令違反の罪

商標法 81 条の 2 には、秘密保持命令違反の罪として、特許法 200 条の 2 と同様、「第 39 条において準用する特許法第 105 条の 4 第 1 項の規定（第 13 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。）による命令に違反した者は、5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」こと（第 1 項）、「前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない」こと（第 2 項）、「第 1 項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する」こと（第 3 項）が規定されている。

商標法 81 条の 2 の規定が設けられた趣旨は、特許法と同様である。

(7) 両罰規定

商標法 82 条には、両罰規定として、「法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する」（第 1 項）と規定され、78 条、78 条の 2 又は 81 条の 2 第 1 項については、3 億円以下の罰金刑（第 1 号）、79 条又は 80 条については、1 億円以下の罰金刑（第 2 号）と規定されている。

また、商標法 82 条には、特許法 201 条と同様、「前項の場合において、当該行為者に対してした前条第 2 項の告訴は、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴は、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする」こと（第 2 項）及び「第 1 項の規定により第 78 条、第 78 条の 2 又は前条第 1 項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による」こと（第 3 項）が規定されている。

1996 年改正において、法人による偽ブランド事件の抑止力を十全なレベルに高めるため、商標権の侵害の罪（商標法 78 条、78 条の 2）を法人重課の対象とした。商標法は、業務上の信用の維持を図ることにより、取引秩序の維持や産業の発達に寄与しつつ、需要者の利益の保護も図るものであり、商標権を侵害する罪は、国民経済に与える影響が大きいからである。

その後、1999 年改正において、特許法と同様の理由により、詐欺の行為の罪（商標法 79 条）、虚偽表示の罪（商標法 80 条）についても法人重課の対象とした。

さらに、2004 年の裁判所法の改正において、特許法と同様の理由により、秘密保持命令違反行為を行った者の属する法人に対しても法人重課を導入した。

6. 半導体集積回路の回路配置に関する法律（以下「半導体チップ法」という）における刑事罰

(1) 侵害の罪

半導体チップ法 51 条 1 項には、侵害の罪として、「回路配置利用権又は専用利用権を侵害した者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。」と規定されている。回路配置利用権又は専用利用権を侵害した者とは、正当な権限なく、他人の回路配置を利用した者又はみなし侵害行為をした者である。

半導体チップ法においては、回路配置について「利用」（半導体チップ法 2 条 3 項）を

①回路配置を用いて半導体集積回路を製造する行為（1号）

②回路配置を用いて製造した半導体集積回路（当該半導体集積回路を組み込んだ品を含む。）を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、又は輸入する行為（2号）

と規定している。

また、半導体チップ法においては、「みなし侵害行為」（半導体チップ法 23 条）を「専ら登録回路配置を模倣するために使用される物を業として生産し、譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、又は輸入する行為は、回路配置利用権又は専用利用権を侵害するものとみなす。」と規定している。

半導体チップ法 51 条 2 項には、「前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。」と規定されており、半導体チップ法においては、侵害の罪が親告罪とされている。

(2) 詐欺の行為の罪

半導体チップ法 52 条には、詐欺の行為の罪として、「詐欺の行為により設定登録を受けた者は、1 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。」と規定されている。

詐欺の行為により設定登録を受けた者とは、具体的には、設定登録を受けることができる地位を有しないものであって、設定登録の事務を行う者に対し、虚偽の申請書又は添付資料を提出することにより、設定登録を行わせた者である。

詐欺の行為により、登録制度に対する信頼ひいては国家の権威、機能が害されることとなるため、刑罰規定が設けられた。

詐欺の行為の罪は、国家的あるいは社会的な法益を侵害するものであるため、非親告罪とされている。

(3) 秘密保持義務違反の罪

半導体チップ法 53 条には、秘密保持義務違反の罪として、「第 38 条第 1 項の規定に違反した者は、1 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。」と規定されている。

半導体チップ法 38 条 1 項は、登録機関の役員又は職員に対する秘密保持義務を規定したものである。

(4) 停止命令違反の罪

半導体チップ法 54 条には、停止命令違反の罪として、「第 41 条の規定による設定登録等事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録機関の役員又は職員は、1 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。」と規定されている。

半導体チップ法 41 条は、登録機関の取消し又は登録事務の停止について規定したものである。

(5) 登録機関の役員又は職員に対する罰則

半導体チップ法 55 条には、登録機関の役員又は職員に対する罰則として、「次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録機関の役員又は職員は、30 万円以下の罰金に処する。」と規定されており、「第 34 条の許可を受けずに設定登録等事務の全部を廃止したとき」(第 1 号)、「第 39 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき」(第 2 号)、「第 42 条第 1 項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は同条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつたとき」(第 3 号)が規定されている。

(6) 両罰規定

半導体チップ法 56 条には、両罰規定として、「法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十一条第一項又は第五十二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。」と規定されている。

7. 著作権法における刑事罰

(1) 著作権法における罰則の特徴

著作権法に規定されている罰則の規定の特徴は、以下のとおりである。

第1に、処罰の対象となる者は、民事上の権利侵害とは異なり、具体的行為を行った者である。民事上の権利侵害者と評価される者は、侵害の法律的、経済的効果の帰属主体であるが、刑事上の犯罪行為者は、自然人主義を採用しており、両罰規定（著作権法124条）により、行為者の雇用者も処罰することとされているが、原則的には、具体的な行為を行った個人の行為を反社会的な行為と評価し、罰則を適用することとなっている。

第2に、行為が犯罪として成立するためには、行為者にあくまで故意を必要とし、行為者が犯罪をする意思があった場合だけで、過失による行為は処罰されない。故意とは、罰則に規定する権利侵害等の構成要件に該当する具体的事実を認識していることを意味し、著作権法を理解しているか否かとは関係ない。

第3に、民事上の権利侵害に対し、著作権法が適用されるのは、日本国内における行為に限られるのに対し、刑事上の罰則は、国外における行為についてまで及ぶことである。刑法施行法27条においては、国外で所定の罪を犯した日本国民に刑法を適用することを規定した刑法3条（国民の国外犯）に従う罪が規定されており、「著作権法ニ掲ケタル罪」（1号）が規定されている。このため、日本国民が外国で著作権法の罰則に規定する罪を犯した場合には、公訴時効期間内であれば、日本に帰国した時に処罰されることとなる。具体的には、わが国と条約関係のない国において、わが国の著作権法による保護を受ける著作物を無断で出版した者に対しては、民事上の請求をすることはできないが、その者が日本に帰国した際に、権利者が告訴し、罰則の適用を求めることが可能である。この場合、犯人が国外にいる期間公訴時効が停止することとなっている（刑事訴訟法255条1項）。

(2) 侵害の罪

著作権法119条1項には、「著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者（第30条第1項（第102条第1項において準用する場合を含む。）に定める私的使用の目的をもって自ら著作物若しくは実演等の複製を行った者、第113条第3項の規定により著作権若しくは著作隣接権（同条第四項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。第120条の2第3号において同じ。）を侵害する行為とみなされる行為を行った者、第113条第5項の規定により著作権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者又は次項第3号若しくは第4号に掲げる者を除く。）は、10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」と規定されている。

また、著作権法119条2項には、「次の各号のいずれかに該当する者は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」と規定されており、「著作者人格権又は実演家人格権を侵害した者（第113条第3項の規定により著作者人格権又は実演家人格権を侵害する行為とみなされる行為を行った者を除く。）」（第1号）、「営利を目的として、第30条第1項第1号に規定する自動複製機器を著作権、

出版権又は著作隣接権の侵害となる著作物又は実演等の複製に使用させた者」(第2号)、「第113条第1項の規定により著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者」(第3号)及び「第113条第2項の規定により著作権を侵害する行為とみなされる行為を行った者」(第4号)が規定されている。

侵害の罪に係る刑の上限については、物価の上昇や情報技術の発達による著作権侵害の可能性の増大、わが国におけるコンテンツ振興の重要性等を踏まえ、引き上げられている。罰金額の上限は、1985年改正で100万円、1996年改正で300万円、2004年改正で500万円にそれぞれ引き上げられ、さらに、2006年改正で著作権、出版権又は著作隣接権の侵害及び著作権法113条3項に規定されている著作権又は著作隣接権のみなし侵害等に関しては、1,000万円に引き上げられた。

また、懲役刑の上限は、2004年改正で5年に引き上げられ、さらに、2006年改正で著作権、出版権又は著作隣接権の侵害及び著作権法113条3項に規定されている著作権又は著作隣接権のみなし侵害等に関しては10年に引き上げられた。

なお、119条1項においては、著作権又は著作隣接権侵害のうち、①第30条第1項(第102条第1項において準用する場合を含む。)に定める私的使用の目的をもって自ら著作物若しくは実演等の複製を行った者、②第113条第3項の規定により著作権若しくは著作隣接権(同条第四項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。第120条の2第3号において同じ。)を侵害する行為とみなされる行為を行った者、③第113条第5項の規定により著作権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者、④119条2項第3号若しくは第4号に掲げる者は除外されている。

また、119条2項第1号には、著作者人格権又は実演家人格権を侵害した者(第113条第3項の規定により著作者人格権又は実演家人格権を侵害する行為とみなされる行為を行った者を除く。)が規定されている。その他にも、①営利を目的として、第30条第1項第1号に規定する自動複製機器を著作権、出版権又は著作隣接権の侵害となる著作物又は実演等の複製に使用させた者(第2号)、②第113条第1項の規定により著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者(第3号)及び③第113条第2項の規定により著作権を侵害する行為とみなされる行為を行った者(第4号)が規定されている。

なお、著作権法119条に規定されている侵害の罪は、親告罪とされている(著作権法123条1項)。

(3) 著作者又は実演家が存しなかった後における人格的利益の保護の侵害の罪

著作権法120条には、著作者又は実演家が存しなかった後における人格的利益の保護の侵害の罪として、「第60条又は第101条の3の規定に違反した者は、500万円以下の罰金に処する。」ことが規定されている。

著作者又は実演家が存しなかった後における人格的利益の保護の侵害の罪の罰金額の上限は、119条と同様、1985年改正で100万円、1996年改正で300万円、2004年改正で500万円にそれぞれ引き上げられた。

著作権法120条に規定されている著作者又は実演家が存しなかった後における人格的利益の保護の侵害の罪は、著作者又は実演家が死亡していること及び懲役刑を科さ

なければ法秩序を維持できないというわけでないことから懲役刑が科せられていない。

また、著作権法 120 条に規定されている著作者又は実演家が存しなかった後における人格的利益の保護の侵害の罪は、非親告罪とされている（著作権法 123 条 1 項）。その理由は、著作者又は実演家が存しなかった後における人格的利益の保護は、著作者又は実演家の生存中における著作者人格権又は実演家人格権の保護と比べ、著作者又は実演家個人の法益の保護というよりも、社会公共の法益の保護の色彩が強いからである。

(4) 技術的保護手段の回避装置等の公衆譲渡等の罪

著作権法 120 条の 2 には、技術的保護手段の回避装置等の公衆譲渡等の罪として、「次の各号のいずれかに該当する者は、3 年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」と規定されており、「技術的保護手段の回避を行うことを専らその機能とする装置（当該装置の部品一式であって容易に組み立てることができるものを含む。）若しくは技術的保護手段の回避を行うことを専らその機能とするプログラムの複製物を公衆に譲渡し、若しくは貸与し、公衆への譲渡若しくは貸与の目的をもって製造し、輸入し、若しくは所持し、若しくは公衆の使用に供し、又は当該プログラムを公衆送信し、若しくは送信可能化した者」（第 1 号）、「業として公衆からの求めに応じて技術的保護手段の回避を行った者」（第 2 号）、「営利を目的として、第 113 条第 3 項の規定により著作者人格権、著作権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者」（第 3 号）及び「営利を目的として、第 113 条第 5 項の規定により著作権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者」（第 4 号）が規定されている。

著作権法 120 条の 2 の規定は、著作権等の保護の実効性の確保のために設けられたものであり、著作権等の保護・管理技術の機能を妨げて、著作権等の侵害のおそれを生じさせる権利侵害の準備的行為及び本来適法な商業用レコードの輸入等が規定されており、著作権等の侵害そのものが規定されているわけではない。

なお、著作権法 120 条の 2 に規定されている技術的保護手段の回避装置等の公衆譲渡等の罪のうち、①技術的保護手段の回避を行うことを専らその機能とする装置（当該装置の部品一式であって容易に組み立てることができるものを含む。）若しくは技術的保護手段の回避を行うことを専らその機能とするプログラムの複製物を公衆に譲渡し、若しくは貸与し、公衆への譲渡若しくは貸与の目的をもって製造し、輸入し、若しくは所持し、若しくは公衆の使用に供し、又は当該プログラムを公衆送信し、若しくは送信可能化した者（第 1 号）及び②業として公衆からの求めに応じて技術的保護手段の回避を行った者（第 2 号）は、非親告罪とされ、③営利を目的として、第 113 条第 3 項の規定により著作者人格権、著作権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者（第 3 号）及び④営利を目的として、第 113 条第 5 項の規定により著作権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者（第 4 号）は、親告罪とされている（著作権法 123 条 1 項）。

(5) 虚偽表示の罪

著作権法 121 条には、著作者名に関する虚偽表示の罪として、「著作者でない者の実名又は周知の変名を著作者名として表示した著作物の複製物（原著作物の著作者でない者の実名又は周知の変名を原著作物の著作者名として表示した二次的著作物の複製物を含む。）を頒布した者は、1 年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」ことが規定されている。

著作者名に関する虚偽表示の罪の罰金額の上限は、1996 年改正で 100 万円に引き上げられ、かつ 2004 年改正で懲役刑と罰金刑の併科規定が導入された。

なお、著作権法 121 条に規定されている虚偽表示の罪は、非親告罪とされている（著作権法 123 条 1 項）。

(6) 外国原版商業用レコード複製の罪

著作権法 121 条の 2 には、外国原版商業用レコード複製の罪として、「次の各号に掲げる商業用レコード（当該商業用レコードの複製物（二以上の段階にわたる複製に係る複製物を含む。）を含む。）を商業用レコードとして複製し、その複製物を頒布し、又はその複製物を頒布の目的をもって所持した者（当該各号の原盤に音を最初に固定した日の属する年の翌年から起算して 50 年を経過した後において当該複製、頒布又は所持を行った者を除く。）は、1 年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」と規定されており、「国内において商業用レコードの製作を業とする者が、レコード製作者からそのレコード（第 8 各号のいずれかに該当するものを除く。）の原盤の提供を受けて製作した商業用レコード」（第 1 号）及び「国外において商業用レコードの製作を業とする者が、実演家等保護条約の締約国の国民、世界貿易機関の加盟国の国民又はレコード保護条約の締約国の国民（当該締約国の法令に基づいて設立された法人及び当該締約国に主たる事務所を有する法人を含む。）であるレコード製作者からそのレコード（第 8 条各号のいずれかに該当するものを除く。）の原盤の提供を受けて製作した商業用レコード」（第 2 号）とされている。

著作権法 121 条の 2 に規定されている外国原版商業用レコード複製の罪は、レコード業界における不正な競争を防止し、著作隣接権制度によるレコードの保護を補完する目的で設けられたものである。

なお、著作権法 121 条の 2 に規定されている虚偽表示の罪は、親告罪とされている（著作権法 123 条 1 項）。

(7) 出所明示義務違反の罪

著作権法 122 条には、出所明示義務違反の罪として、「第 48 条又は第 102 条第 2 項の規定に違反した者は、50 万円以下の罰金に処する。」と規定されている。

著作権法 122 条に規定する出所明示義務違反の罪は、著作権又は著作隣接権の権利制限規定によって著作物、実演、レコード又は放送を利用する場合には、出所を明示する義務が存在することから、その義務の履行を担保するために設けられたものである。

著作権法 122 条の罰金額の上限は、1984 年に 10 万円、1996 年に 30 万円、2004

年に 50 万円に引き上げられている。

なお、著作権法 122 条に規定する出所明示義務違反の罪は、非親告罪とされている（著作権法 123 条 1 項）。

(8) 秘密保持命令違反の罪

著作権法 122 条の 2 には、秘密保持命令違反の罪として、「秘密保持命令に違反した者は、5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科すること（第 1 項）及び「前項の罪は、国外において同項の罪を犯した者にも適用すること（第 2 項）が規定されている。

著作権法 122 条の 2 に規定されている秘密保持命令違反の罪の規定が設けられた趣旨は、産業財産法と同様である。

なお、著作権法 122 条の 2 に規定する秘密保持命令違反の罪は、親告罪とされている（著作権法 123 条 1 項）。

(9) 両罰規定

著作権法 124 条には、両罰規定として、「法人の代表者（法人格を有しない社団又は財団の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。」（第 1 項）と規定されており、第 119 条第 1 項若しくは第 2 項第 3 号若しくは第 4 号又は第 122 条の 2 第 1 項については、3 億円以下の罰金刑（第 1 号）、第 119 条第 2 項第 1 号若しくは第 2 号又は第 120 条から第 122 条までについては、各本条の罰金刑（第 2 号）とされている。

また、著作権法 124 条には、①法人格を有しない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用すること（第 2 項）、②第 1 項の場合において、当該行為者に対してした告訴又は告訴の取消しは、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴又は告訴の取消しは、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする（第 3 項）及び③第 1 項の規定により第 119 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 122 条の 2 第 1 項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間によることが規定されている。

著作権法 124 条に規定されている両罰規定は、法人等の業務に関し、その従業者等が罰則に規定された行為をした場合に、行為者だけを処罰したのでは、処罰の目的を十分達成することができないおそれがあることに鑑み、法人等も併せて処罰することを規定するとともに、関係する刑事訴訟手続について規定したものである。

なお、著作権法 119 条 1 号に規定されている侵害のうち、著作者人格権又は実演家人格権の侵害以外の侵害の罪及び秘密保持命令の罪については、2000 年改正において、法人重課の規定が導入された。そして、法人に対する罰金額の上限は、2000 年改正で 1 億円、2004 年改正で 1 億 5,000 万円、2006 年改正で 3 億円に引き上げられている。

また、著作権法 124 条 2 項の規定は、法人を被告人または被疑者とする場合の刑事訴訟法等の準用について規定したものである。

さらに、著作権法 124 条 3 項の規定は、両罰規定の適用に際し、行為者に対してした告訴又は告訴の取消しは、法人等に対しても効力を生ずることを規定したものであり、著作権法 124 条 4 項の規定は、2006 年改正で新たに規定されたものであり、侵害行為者である自然人のほか、法人に罰金刑が適用される場合、刑事訴訟法 250 条の規定により、自然人と法人とで公訴時効の期間が異なる事態を避けるために規定されたものである。

8. 種苗法における刑事罰

(1) 侵害の罪

種苗法 67 条には、侵害の罪として、「育成者権又は専用利用権を侵害した者は、10 年以下の懲役若しくは 1, 000 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」と規定されている。

育成者権又は専用利用権が侵害された場合、民事的救済として差し止め請求や損害賠償請求を行うことが可能であるが、品種登録制度の実効性の確保という行政上の目的の達成の観点から、侵害者に対し、刑事的制裁も科すこととされている。

種苗法 2 条 5 項においては、品種の「利用」に関し、

- ①品種の種苗を生産し、調整し、譲渡の申出をし、譲渡し、輸出し、輸入し、又はこれらの行為をする目的をもって保管する行為（1号）
- ②品種の種苗を用いることにより得られる収穫物を生産し、譲渡若しくは貸渡しの申出をし、譲渡し、貸し渡し、輸出し、輸入し、又はこれらの行為をする目的をもって保管する行為（育成者権者又は専用利用権者が前号に掲げる行為について権利を行使する適当な機会がなかった場合に限る。）（2号）
- ③品種の加工品を生産し、譲渡若しくは貸渡しの申出をし、譲渡し、貸し渡し、輸出し、輸入し、又はこれらの行為をする目的をもって保管する行為（育成者権者又は専用利用権者が前二号に掲げる行為について権利を行使する適当な機会がなかった場合に限る。）（3号）

と規定されていることから、収穫物段階の育成者権侵害や加工品の利用についても侵害の罪の対象とされ、侵害の罪は、非親告罪である。

種苗法 67 条には、過失処罰の規定が設けられていないため、過失により育成者権を侵害した場合は、刑事罰の対象とならず、育成者権侵害の未遂の場合も刑事罰の対象とならない。

なお、2007 年改正により、抑止効果を高めるため、懲役刑の上限が 10 年に、罰金額の上限が 1, 000 万円にそれぞれ引き上げられるとともに、懲役刑と罰金刑の併科の規定が導入された。

(2) 詐欺の行為の罪

種苗法 68 条には、詐欺の行為の罪として、「詐欺の行為により実用新案登録又は審決を受けた者は、3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金に処する。」と規定されている。

この規定は、虚偽の資料を提出したり、虚偽の事実を申告するなどして審査官を欺き、登録要件を満たさない出願品種について品種登録を受けた者に対する罰則を規定しているものであり、非親告罪とされている。

現行の種苗法制定時には、懲役刑の上限が 1 年、罰金刑の上限が 100 万円とされていたが、2007 年改正において、抑止効果を高めるため、懲役刑の上限が 3 年、罰金刑の上限が 300 万円にそれぞれ引き上げられた。

(3) 虚偽表示の罪

種苗法 69 条には、虚偽表示の罪として、「第 56 条の規定に違反した者は、3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金に処する。」と規定されている。

この規定は、2007 年改正において新たに設けられたものであり、種苗法 56 条には、虚偽表示の禁止として、

①登録品種以外の品種の種苗又はその種苗の包装に品種登録表示又はこれと紛らわしい表示を付する行為

②登録品種以外の品種の種苗であって、その種苗又はその種苗の包装に品種登録表示又はこれと紛らわしい表示を付したものの譲渡又は譲渡のための展示をする行為

③登録品種以外の品種の種苗を譲渡するため、広告にその種苗が品種登録に係る旨を表示し、又はこれと紛らわしい表示をする行為

をしてはならないことが規定されている。

種苗法 69 条が設けられた趣旨は、特許法と同様である。

(4) 秘密保持命令違反の罪

種苗法 70 条には、秘密保持命令違反の罪として、「秘密保持命令に違反した者は、5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」こと（第 1 項）、「前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない」こと（第 2 項）、「第 1 項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する」こと（第 3 項）が規定されている。

この規定は、2007 年改正において新たに設けられたものであり、種苗法 70 条が設けられた趣旨は、特許法と同様である。

(5) 虚偽の表示をした指定種苗の販売等の罪

種苗法 71 条には、虚偽の表示をした指定種苗の販売等の罪として、「次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する」と規定されており、「第 59 条第 1 項及び第 2 項の規定により表示すべき事項について虚偽の表示をした指定種苗を販売した者」（第 1 号）及び「第 60 条第 1 項又は第 2 項の規定による処分に違反して指定種苗を販売した者」（第 2 号）が規定されている。

種苗法 71 条は、指定種苗の表示制度に関する罰則規定であり、罰則の適用を受ける者は、指定種苗の販売を業とする者（種苗法 2 条 6 項）である。実態として種苗業者であることが認められれば足り、種苗業者の届出（種苗法 58 条）の有無は問わないとされている。そして、59 条に規定された表示事項について虚偽の表示をした者（1 号）及び 60 条に規定された表示命令、表示変更命令、販売禁止命令及び表示基準の遵守命令に違反して指定種苗を販売した者（2 号）が罰則の対象となる。

なお、種苗法 59 条 1 項には、指定種苗についての表示として、「指定種苗は、その包装に次に掲げる事項を表示したもの又は当該事項を表示する証票を添付したものでなければ、販売してはならない。ただし、掲示その他見やすい方法をもってその指定種苗につき第 1 号から第 4 号まで及び第 6 号に掲げる事項を表示する場合又は種苗業

者以外の者が販売する場合は、この限りでない。」と規定されており、「表示をした種苗業者の氏名又は名称及び住所」(1号)、「種類及び品種(接木した苗木にあっては、穂木及び台木の種類及び品種)」(2号)、「生産地」(3号)、「種子については、採種の年月又は有効期限及び発芽率」(4号)、「数量」(5号)、「その他農林水産省令で定める事項」(6号)がそれぞれ規定されている。

また、種苗法 59 条 2 項には、「前項第 3 号に掲げる生産地の表示は、国内産のものにあっては当該生産地の属する都道府県名をもって、外国産のものにあっては当該生産地の属する国名をもってこれをしなければならない。」ことが規定されている。

さらに、種苗法 60 条には、指定種苗についての命令として、「農林水産大臣は、前条第一項及び第二項の規定に違反した種苗業者に対し、同条第一項各号に掲げる事項を表示し、若しくは当該事項の表示を変更すべき旨を命じ、又はその違反行為に係る指定種苗の販売を禁止することができる」こと(1項)及び「農林水産大臣は、前条第 4 項の規定による勧告を受けた種苗業者がその勧告に従わなかったときは、当該種苗業者に対し、期限を定めて、同条第 3 項の基準を遵守すべきことを命ずることができる」ことが規定されている。

(6) 虚偽届出等の罪

種苗法 72 条には、虚偽届出等の罪として、「次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する」と規定されており、「第 58 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者」(1号)、「正当な理由がないのに第 62 条第 1 項又は第 63 条第 1 項の集取を拒み、妨げ、又は忌避した者」(2号)、「第 65 条の規定による報告若しくは書類の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の書類を提出した者」(3号)が規定されている。

この規定により、①49 条の届出をしない種苗業者又は虚偽の届出をした種苗業者(1号)、②検査に必要な指定種苗の集取を拒み、妨げ又は忌避した者(2号)、③農林水産大臣が求めた報告、書類提出をしない種苗業者又は虚偽の報告若しくは虚偽の書類を提出した種苗業者(3号)が罰則の対象となる。

(7) 両罰規定

種苗法 73 条には、両罰規定として、「法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する」(第 1 項)と規定され、67 条又は第 70 条 1 項については、3 億円以下の罰金刑(第 1 号)、68 条又は第 69 条については、1 億円以下の罰金刑(2号)、第 71 条又は前条第 1 号若しくは第 3 号 各本条の罰金刑(第 3 号)と規定されている。

また、種苗法 73 条には、「前項の場合において、当該行為者に対してした第 70 条第 2 項の告訴は、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴は、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする」こと(第 2 項)及び「第 1 項の規定により第 67 条又は第 70 条第 1 項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を

科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による」こと（第3項）が規定されている。

種苗法73条が設けられた趣旨は、特許法と同様である。

9. 不正競争防止法における刑事罰

(1) 不正競争防止法の性格と刑事罰に関する沿革

不正競争防止法は、公正な競争秩序の維持という社会的（公共的）利益の保護及び営業上の信用の維持という個人的利益の保護を保護法益とするものである。

不正競争防止法における刑事罰は、公正な競争秩序の維持という社会的利益の保護の観点から設けられているものである。

現在の不正競争防止法は、1993年に全面改正され、制定されたものであるが、現行不正競争防止法制定時に罰金額の上限の引き上げが行われるとともに、法人重課の規定が新設された。

不正競争防止法は、頻繁な制度改正が行われ、刑事罰の範囲の拡大、懲役刑及び罰金額の上限の引き上げが行われている。

たとえば、1998年には、OECDの「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」の成立に伴い、不正競争防止法において、国際取引における競争秩序の維持の観点から、外国公務員等に対する不正利益供与を禁止する条項が新設され、刑事罰及び法人重課の規定が設けられた。外国公務員等に対する不正利益供与に関する刑事罰は、2000年にも改正されている。なお、2004年には、外国公務員等に対する不正利益供与に関しても、属人主義を採用し、国外犯を処罰することが可能となった。

また、2003年には、わが国の企業の営業秘密の海外流出やネットワーク上での流出に対応するために、営業秘密の不正な取得、使用、開示に対する刑事罰も導入された。2004年には、営業秘密が訴訟手続きにおいて巧緻になることを防止するために、秘密保持命令が導入され、2005年では、退職者による営業秘密の漏洩も刑事罰の対象とするとともに、退職者が属する法人も罰する両罰規定が導入された。

さらに、2005年改正では、模倣品や海賊版対策として、著名表示冒用行為や商品形態模倣行為も刑事罰の対象とされ、2005年及び2006年に懲役刑及び罰金刑の引き上げも行われた。

なお、不正競争防止法は、2009年にも改正され、営業秘密の侵害に対する刑事罰の対象範囲の拡大等が行われたが、まだ施行されていない（2010年1月現在：本書では、最後に改正の概要を記す）。

(2) 営業秘密に関する刑事罰

不正競争防止法21条1項には、営業秘密に関する刑事罰について、以下のいずれかに該当する者は、10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することが規定されている。

- ①欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下同じ。）により、又は管理侵害行為（営業秘密が記載され、又は記録された書面又は記録媒体（以下「営業秘密記録媒体等」という。）の窃取、営業秘密が管理されている施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第3条に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下同じ。）

- ②第1号の使用又は開示の用に供する目的で、詐欺等行為又は管理侵害行為により、営業秘密を次のいずれかに掲げる方法で取得した者（第2号）
- イ 保有者の管理に係る営業秘密記録媒体等を取得すること。
 - ロ 保有者の管理に係る営業秘密記録媒体等の記載又は記録について、その複製を作成すること。
- ③営業秘密を保有者から示された者であって、不正の競争の目的で、詐欺等行為若しくは管理侵害行為により、又は横領その他の営業秘密記録媒体等の管理に係る任務に背く行為により、次のいずれかに掲げる方法で営業秘密が記載され、又は記録された書面又は記録媒体を領得し、又は作成して、その営業秘密を使用し、又は開示した者（第3号）
- イ 保有者の管理に係る営業秘密記録媒体等を領得すること。
 - ロ 保有者の管理に係る営業秘密記録媒体等の記載又は記録について、その複製を作成すること。
- ④営業秘密を保有者から示されたその役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。第4号において同じ。）又は従業者であって、不正の競争の目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、その営業秘密を使用し、又は開示した者（第3号に掲げる者を除く。）（第4号）
- ⑤営業秘密を保有者から示されたその役員又は従業者であった者であって、不正の競争の目的で、その在職中に、その営業秘密の管理に係る任務に背いてその営業秘密の開示の申込みをし、又はその営業秘密の使用若しくは開示について請託を受けて、その営業秘密をその職を退いた後に使用し、又は開示した者（第3号に掲げる者を除く。）（第5号）
- ⑥不正の競争の目的で、第1号又は第3号から第5号までの罪に当たる開示によって営業秘密を取得して、その営業秘密を使用し、又は開示した者

1号においては、詐欺等の行為又は管理侵害行為により、営業秘密を不正に取得する行為及び当該営業秘密を不正の競争の目的で使用又は開示する行為が刑事罰の対象とされている。

2号においては、営業秘密の使用又は開示を目的として、詐欺等行為又は管理侵害行為により、保有者が管理している営業秘密記録媒体等を取得し又は複製を作成する行為が刑事罰の対象とされている。

3号においては、営業秘密を保有者から示された者が、不正の競争の目的で、詐欺等行為若しくは管理侵害行為により、又は横領等任務に背く行為によって、保有者が管理している営業秘密記録媒体等を領得し、又は複製を作成し、その営業秘密を使用又は開示する行為が刑事罰の対象とされている。

4号においては、営業秘密を保有者から示された現職の役員又は従業者が、不正の競争の目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、営業秘密を使用又は開示する行為が刑事罰の対象とされている。

5号においては、営業秘密を保有者から示された退職者が、不正の競争の目的で、在職中に、その営業秘密の管理に係る任務に背いて営業秘密の使用又は開示の約束又

は請託をし、退職後に使用又は開示する行為が刑事罰の対象とされている。

6号においては、不正の競争の目的で、1号、3号乃至5号に該当する開示によって取得した営業秘密を、使用又は開示する行為が刑事罰の対象とされている。

なお、不正競争防止法21条3項には、不正競争防止法21条1項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない旨が規定されており、営業秘密に関する刑事罰は、親告罪とされている。

また、不正競争防止法21条4項には、1号、3号から6号までの罪は、詐欺等行為若しくは管理侵害行為があった時又は保有者から示された時に日本国内において管理されていた営業秘密について、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する旨が規定されており、国内で管理されていた営業秘密を国外で使用又は開示した場合にも刑事罰の規定が適用されることが規定されている。

(3) 不正競争防止法におけるその他の刑事罰

不正競争防止法21条2項には、営業秘密に関する刑事罰以外の刑事罰について、以下のいずれかに該当する者は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することが規定されている。

- ①不正の目的をもって第2条第1項第1号（周知な商品等表示に関する混同惹起行為）又は第13号（原産地表示等に関する誤認惹起行為）に掲げる不正競争を行った者（1号）
- ②他人の著名な商品等表示に係る信用若しくは名声を利用して不正の利益を得る目的で、又は当該信用若しくは名声を害する目的で第2条第1項第2号（著名な商品等表示に関する冒用行為）に掲げる不正競争を行った者（2号）
- ③不正の利益を得る目的で第2条第1項第3号（商品形態模倣行為）に掲げる不正競争を行った者（3号）
- ④商品若しくは役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書類若しくは通信にその商品の原産地、品質、内容、製造方法、用途若しくは数量又はその役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるような虚偽の表示をした者（第1号に掲げる者を除く。）（4号）
- ⑤第10条又は第11条に規定する秘密保持命令に違反した者（5号）
- ⑥第16条（外国の国旗等の商業上の使用禁止）、第17条（国際機関の標章の商業上の使用禁止）又は第18条第1項（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）の規定に違反した者（6号）

このため、不正競争防止法においては、技術的制限手段に対する不正競争行為（2条1項10号又は11号）、ドメインネームに関する不正競争行為（2条1項13号）、競業者の営業上の信用棄損に対する不正競争行為（2条1項14号）、代理人等の商標冒用行為（2条1項15号）については、刑事罰の対象とされていないが、技術的制限手段に関する刑事罰は、著作権法に設けられている（著作権法120条の2第1号又は第2号）。

不正競争防止法21条3項には、不正競争防止法21条2項5号の罪は、告訴がな

ければ公訴を提起することができない旨が規定されており、秘密保持命令に関する刑事罰は、親告罪とされている。

なお、不正競争防止法 21 条 5 項には、秘密保持命令に関する刑事罰罪は、日本国外において犯した者にも適用する旨が規定されている。

また、不正競争防止法 21 条 6 項には、外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止に関する刑事罰は、刑法 3 条の例に従う旨が規定されており、日本国民の国外犯にも適用されることが規定されている。

なお、不正競争防止法 18 条 1 項に規定されている「外国公務員等」は、以下のいずれかに該当するものとされている（18 条 2 項）。

- ①外国の政府又は地方公共団体の公務に従事する者（1号）
- ②公共の利益に関する特定の事務を行うために外国の特別の法令により設立されたものの事務に従事する者（2号）
- ③1又は2以上の外国の政府又は地方公共団体により、発行済株式のうち議決権のある株式の総数若しくは出資の金額の総額の100分の50を超える当該株式の数若しくは出資の金額を直接に所有され、又は役員（取締役、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で事業の経営に従事しているものをいう。）の過半数を任命され若しくは指名されている事業者であって、その事業の遂行に当たり、外国の政府又は地方公共団体から特に権益を付与されているものの事務に従事する者その他これに準ずる者として政令で定める者（3号）
- ④国際機関（政府又は政府間の国際機関によって構成される国際機関をいう。5号において同じ。）の公務に従事する者（4号）
- ⑤外国の政府若しくは地方公共団体又は国際機関の権限に属する事務であって、これらの機関から委任されたものに従事する者（5号）

3号で規定されている政令においては、

- ①1又は2以上の外国の政府又は地方公共団体により、総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を直接に保有されている事業者
- ②株主総会において決議すべき事項の全部又は一部について、外国の政府又は地方公共団体が、当該決議に係る許可、認可、承認、同意その他これらに類する行為をしなければその効力が生じない事業者又は当該決議の効力を失わせることができる事業者
- ③1又は2以上の外国の政府、地方公共団体又は公的事業者により、発行済株式のうち議決権のある株式の総数若しくは出資の金額の総額の100分の50を超える当該株式の数若しくは出資の金額を直接に所有され、若しくは総株主の議決権の100分の50を超える議決権を直接に保有され、又は役員（取締役、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で事業の経営に従事しているものをいう。次項において同じ。）の過半数を任命され若しくは指名されている事業者（第1号に掲げる事業者を除く。）

が規定されており、「公的事業者」とは、不正競争防止法 18 条 2 項 3 号に規定する事業者並びに上記①及び②号に掲げる事業者をいうとされている。そして、1 又は 2 以

上の外国の政府、地方公共団体又は公的事業者により、発行済株式のうち議決権のある株式の総数若しくは出資の金額の総額の100分の50を超える当該株式の数若しくは出資の金額を直接に所有され、若しくは総株主の議決権の100分の50を超える議決権を直接に保有され、又は役員の過半数を任命され若しくは指名されている事業者は、公的事業者とみなすとされている。

不正競争防止法21条7項では、刑法との関係について、不正競争防止法における罰則は、刑法その他の罰則の適用を妨げない旨が規定されており、罪数処理において刑法その他の罰則と不競法とが一般法と特別法との関係にないことを明示している。このため、他の罪、たとえば、窃盗罪（刑法235条：10年以下の懲役）の量刑を考慮して、適正な刑罰を科すことが可能である。

(4) 両罰規定及び法人重課

不正競争防止法22条1項では、法人重課について、「法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、21条第1項第1号、第2号若しくは第6号又は第2項に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して3億円以下の罰金刑を、その人に対して本条の罰金刑を科する。」ことが規定されている。

両罰規定は、犯罪行為の防止の強化の観点から設けられたものであり、所定の違反行為が法人の代表者、人の代理人等によりなされたときは、行為者とともにその法人や人を罰することを規定したものである。

法人の処罰については、一般に、従業者等の選任・監督その他違反行為を防止するために必要な注意を尽くさなかった過失の存在を推定し、その注意を尽くしたことの証明がないかぎり事業主も刑事責任を免れないとされ、法人処罰を免れるためには、積極的、具体的に違反行為を防止するために必要な注意を尽くしていたことが要求される。

なお、不正競争防止法21条1項3号乃至5号に規定する行為は、両罰規定及び法人重課の対象から除外されている。これらの行為は、正当に示された営業秘密を不正に使用又は開示する行為に関するものであり、①内部者であるの役員や従業員が、勤務先の営業秘密を不正に使用又は開示した場合に、被害者である法人まで処罰することは、不当であること、②営業秘密を職務上知り得た者が、転職後にこれを不正に使用又は開示する場合に、転職先の法人を処罰すると、転職者の受入れを躊躇する可能性があること、③ライセンス契約等で営業秘密を知り得た社取引相手等が、自社の従業員による違法行為で処罰されるとすると、取引関係に悪影響を及ぼすことから、直接に違法行為に加担した場合以外は、適用範囲から除外された。

また、不正競争防止法22条2項には、「前項の場合において、当該行為者に対してした前条第1項第1号、第2号及び第6号並びに第2項第5号の罪に係る同条第3項の告訴は、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴は、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする」ことが規定されている。この規定は、第1項に規定する両罰規定について、①行為者の罰則と同様、親告罪であること、②共犯の場合の告訴不可分の原則（刑事訴訟法238条1項）と同様、違反行為

を行った者に対する告訴の効力が事業主に対しても不可分的に及ぶことを規定したものである。

さらに、不正競争防止法 22 条 3 項には、「第 1 項の規定により前条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 6 号並びに第 2 項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による」ことが規定されている。この規定は、侵害行為者である自然人のほか、法人に罰金刑が適用される場合、刑事訴訟法 250 条の規定により、自然人と法人とで公訴時効の期間が異なる事態を避けるために設けられたものである。不正競争防止法の犯罪は、類型的には、個人の利得よりも法人の業務を利する意図で犯されることが想定されており、企業のために行為した従業者に対する公訴時効期間が企業に対するそれより長いことは実質的に不公平である。このため、法人等に罰金刑を科する場合における時効の期間は、その基となった罪の時効期間による旨が規定された。

(5) 2009 年の不正競争防止法改正の概要

不正競争防止法は、事業者間の公正な競争の確保の観点から、事業者が保有する営業秘密の一層の保護を図るため、営業秘密の刑事的保護について、その対象範囲の拡大等の措置を講ずるために、2009 年に改正された（2009 年 4 月 30 日公布、公布の日より 1 年 6 月以内に施行）。

不正競争防止法では、原則として、事業者の保有する営業秘密を「不正の競争の目的」で不正な手段で取得し、「自ら使用し、第三者に開示する行為」を営業秘密侵害罪として、刑事罰の対象としていた。

しかしながら、「不正の競争の目的」が認められない限り、刑事罰の対象とはならないため、競業関係にない第三者に営業秘密を開示する行為や単に保有者に損害を加える目的で公衆に開示する行為などが処罰できなかった。

さらに、盗まれた情報の「使用・開示」は、侵害者や競争相手の企業内又は海外で行われるため、その立証は困難を極め、法律が十分な抑止を果たしていなかった。

このため、①わが国の企業の競争力の源泉である無形の技術・ノウハウ等の保護強化、②IT 化・ネットワーク化の進展への対応、③オープン・イノベーションの促進の 3 つの視点から、以下の改正が行われた。

○営業秘密侵害罪の目的要件の変更

営業秘密侵害罪における「不正の競争の目的」を改め、不正の利益を得たり、保有者に損害を加えたりする目的をもってなされる行為を処罰の対象に含めることとした。

○営業秘密の領得自体への刑事罰の導入

営業秘密の管理に係る任務に背いて営業秘密を領得する行為（コピー禁止の資料を無断でコピーする行為や持出禁止の資料を無断で外部に持ち出す行為等）を新たに刑事罰の対象とすることにより、処罰の間隙をなくすこととした。

改正後の不正競争防止法 21 条 1 項の条文は、以下のとおりである。

第 21 条 次の各号のいずれかに該当する者は、10 年以下の懲役若しくは 1,000

万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下同じ。）又は管理侵害行為（営業秘密が記載され、又は記録された書面又は記録媒体（以下「営業秘密記録媒体等」という。）の窃取、営業秘密が管理されている施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第3条に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下同じ。）により営業秘密を取得した者
- 二 詐欺等行為又は管理侵害行為により営業秘密を、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、使用し、開示した者
- 三 営業秘密を保有者から示された者であって、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、次のいずれかに掲げる方法で営業秘密を領得した者
 - イ 営業秘密記録媒体等（営業秘密が記載され、又は記録された文書、図画又は記録媒体をいう。以下この号において同じ。）又は営業秘密が化体された物件を横領すること。
 - ロ 営業秘密記録媒体等の記載又は記録について、又は営業秘密が化体された物件について、その複製を作成すること。
 - ハ 営業秘密記録媒体等の記載又は記録であって、消去すべきものを消去せず、かつ、当該記載又は記録を消去したように仮装すること。
- 四 営業秘密を保有者から示された者であって、その営業秘密の管理に係る任務に背いて前号イからハまでに掲げる方法により領得した営業秘密を、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、使用し、又は開示した者
- 五 営業秘密を保有者から示されたその役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。次号において同じ。）又は従業者であって、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、その営業秘密を使用し、又は開示した者（前号に掲げる者を除く。）
- 六 営業秘密を保有者から示されたその役員又は従業者であった者であって、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その在職中に、その営業秘密の管理に係る任務に背いてその営業秘密の開示の申込みをし、又はその営業秘密の使用若しくは開示について請託を受けて、その営業秘密をその職を退いた後に使用し、又は開示した者（第四号に掲げる者を除く。）
- 七 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、第二号又は前三号から前号までの罪に当たる開示によって営業秘密を取得して、その営業秘密を使用し、又は開示した者